

兩学部共通

受験上の諸注意

- (1) 試験場内では、監督者の指示にしたがってください。
- (2) 指定された時間までに入室し、着席してください。
- (3) 試験開始後 20 分以上の遅刻は認めません。試験中の退場は認めません。
- (4) 筆記用具は、鉛筆またはシャープペンシル（HB・黒）を使用してください。また、訂正するときは、消しゴムを使用してください。なお、下敷きの使用は認めません。
- (5) 携帯電話、通信機器およびアラーム機能や辞書機能、計算機能等の組み込まれた時計の使用は認めません。
- (6) 喫煙所以外は禁煙です。
- (7) 必要な場合は各自弁当を持参してください。
- (8) 付添いの方は、指定された控室でお待ちください。
- (9) 「試験問題正解」等と称する印刷物の販売や「合格電報・電話」は、本学とは一切関係ありません。
- (10) 試験当日は久喜駅一平成国際大学間でスクールバス（無料）を運行いたします。乗車時に乗務員に受験票をお見せください。乗車場所、運行時刻は本学ホームページをご覧ください。

学業特待生制度

授業料を全額または半額免除する学業特待生制度があります。ただし、1年毎に審査があり、成績によっては、次年度以降特待生の資格を失うことがあります。

出願資格および選考方法

- (1) 出願資格
推薦入試（指定校制）、一般入試およびセンター利用入試の受験者で、学業特待生になることを希望する者（すでにAO入試、推薦入試、一般入試で入学手続をされた方も受験できます）
- (2) 選考方法
 - ①推薦入試（指定校制）での出願
→通常の選考（出願書類および面接試験の結果）に加え、小論文の結果を総合して判定します。
※指定校制で出願する際、学業特待生選考を希望される方は「有」を必ず選択してください。
 - ②推薦入試（特別指定校制）での出願
→通常の選考（出願書類および面接試験ならびに小論文の結果）を総合して判定します。
※特別指定校制での出願は全員学業特待生選考の対象となります。
 - ③一般入試での出願
→出願書類および学科試験の結果を総合して判定します。
※一般入試での出願は、全員学業特待生選考の対象となります。
 - ④センター利用入試での出願
→出願書類および学科試験の結果を総合して判定します。
※センター利用入試での出願は、全員学業特待生選考の対象となります。

注意：①～④の入学試験の可否はこの選考の対象となりません。

複数回受験する場合の出願手続と受験料について

本学が実施する入学試験は出願資格があり、日程が重ならない限り、すべて受験することができます（AO入試は各学部1回出願可能です）。受験料は、同年度内であれば何回受験しても年間35,600円（手数料含む）が上限です。下記の例を参考にお支払いください。ただし、例4は受験料を2回お支払い頂くので合計金額が異なります。（支払いはコンビニエンスストア、銀行ATMペイジー利用のみ）。

【 組み合わせ例 】

例 1: 公募推薦 A 日程 + 一般入試 A 日程 + 一般入試 B 日程	→ 35,600円 + 0円 + 0円 (=35,600円)
例 2: 一般入試 A 日程 + AO 入試Ⅳ期	→ 35,600円 + 0円 (=35,600円)
例 3: 一般入試 A 日程 + センター利用入試 A 日程	→ 35,600円 + 0円 (=35,600円)
例 4: センター利用入試 A 日程 + 一般入試 B 日程	→ 16,600円 + 19,600円 (=36,200円)

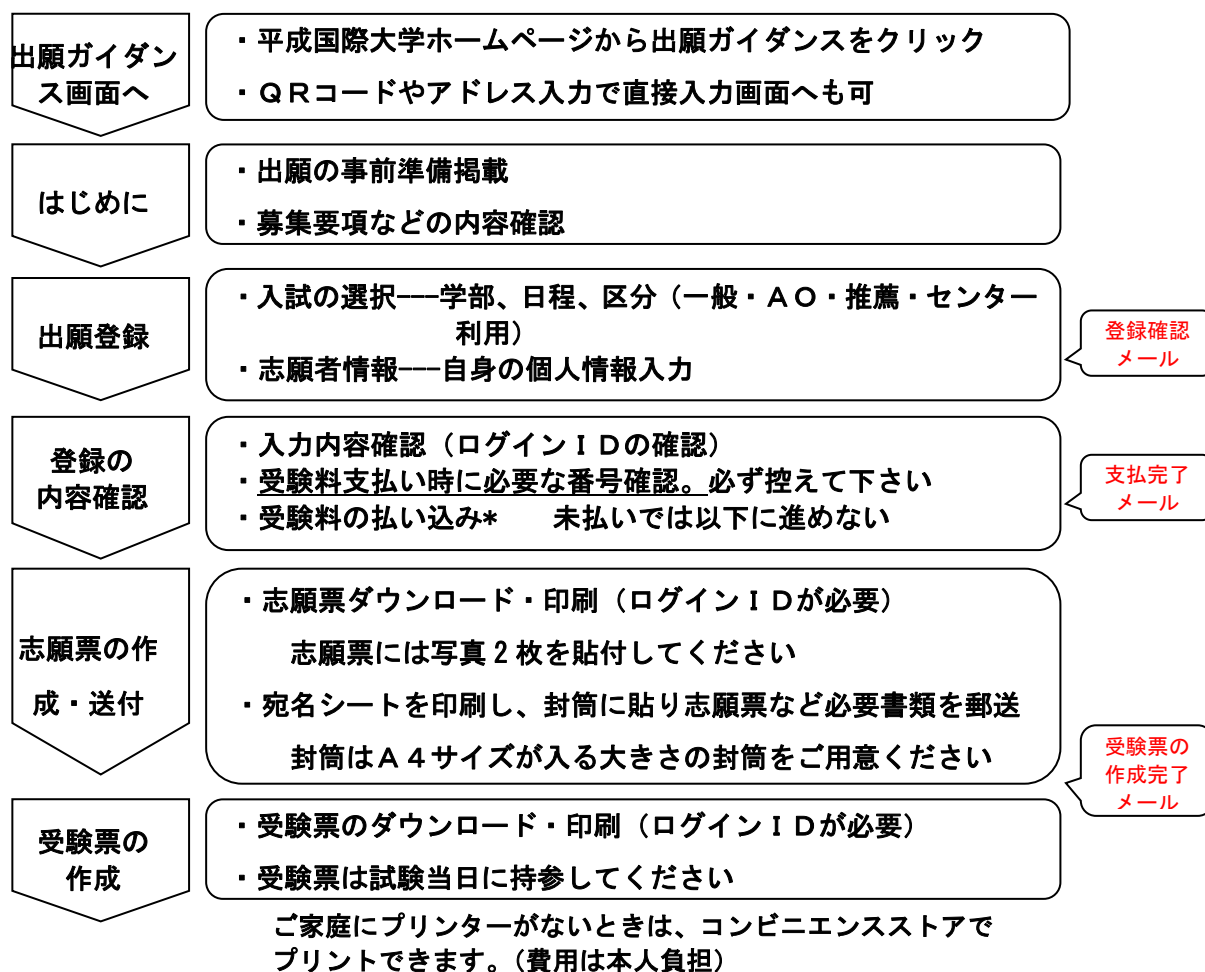
※複数回受験で受験料が割引されない場合は、受験料お支払いの前にご連絡ください。

※出願期間が異なる試験に出願希望する場合は、出願サイトより必要事項を入力後、出願関係書類を速達・簡易書留で入試係宛に送付してください。

※その他、不明な点などございましたら入試係までお問い合わせください。

インターネット出願について

1) 出願の手順（概要）



2) 受験料の払い込み

コンビニエンスストア払いまたは銀行でペイジー（pay easy）のしくみを利用してください。

3) 支払可能な金融機関

①主要コンビニエンスストア

（セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップなど）

②銀行ATMでペイジー利用

全国主要銀行（みずほ、三井住友、三菱UFJ、りそな、埼玉りそな、群馬、足利、千葉、横浜、ゆうちょ銀行など）

★利用可能な金融機関検索

https://www.metaps-payment.com/service/payeasy_list_2018ec.html

※本学の受験料支払いにクレジットカード払いは利用できません。

上記窓口における現金払いのみとなります。

4) ペイジーによる支払方法

会員登録は不要です。本学ホームページの出願ガイダンス画面から、正常に入力が終了すると、支払に必要な①収納機関番号②お客様番号③確認番号が出てきます。この番号をATMで入力して支払います。

障がいのある人の出願について

1) 障がいのある人の受験特別措置

- (1) 障がいのある人が特別の受験措置を希望する場合は、本人または代理人からの申請に基づき、障がいの種類・程度に応じて、受験に際して特別の措置を行うことがあります。
- (2) 受験特別措置を希望する人は、本学所定の「障がい者受験協議依頼書」を入試係窓口で受け取り、必要事項を記入のうえ提出してください。
- (3) 受験特別措置について質問がある場合は、入試係までお問い合わせください。

2) 協議依頼書提出期限

試験日の30日前（期限後については入試係までお問い合わせください）

3) 協議方法

障がい者受験協議依頼書に基づいて、本学において当該志願者または保護者もしくはその立場を代弁しうる出身学校関係者等との面談を行うことがあります。

東日本大震災及びその他の災害により罹災した 新入学生に係る入学金及び授業料の減免申請について

本学では東日本大震災及びその他の災害により被災・避難し、経済上就学が著しく困難になった新入学生に対し、申請された書類を審査のうえ、入学金及び授業料を減免する制度があります。

1) 対象者

災害により罹災した新入学生に係る入学金及び授業料の減免は、次の各号のいずれかに該当し、その学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という）が、災害に際して災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域に居住している者で、本学が定める家計基準で経済的に就学困難と認められる者が対象となります。

- (1) 市区町村長又は消防署長が発行する罹災証明書により、学生の学資負担者の居住する家屋等が、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊等であると証明された者
- (2) 学資負担者が災害に伴い、失業するなどして著しい家計急変があり、学費納入が困難である者
- (3) 学資負担者が災害に伴い、避難生活を余儀なくされている者

※家計基準は次のとおりとなります。

- [1] 給与所得者 841 万円以下（直近の源泉徴収票の支払金額）
- [2] 給与所得者以外 355 万円以下（直近の確定申告書等の所得金額）

2) 申請方法

減免の申請を行う場合には、下記の提出書類を各入試の30日前までにご提出ください。

- (1) 入学金・授業料減免申請書（本学所定用紙）
※入試係にご請求いただくか、様式をホームページからダウンロードして、ご提出ください。
- (2) 罹災証明書
- (3) 住民票
- (4) 直近の源泉徴収票、または直近の確定申告書等
- (5) 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡した場合に限る）
- (6) その他本学が必要と認める書類

3) 減免額

- ① 入学金……………320,000 円
- ② 入学年度に納付すべき授業料（年額）……624,000 円